

## 第61回 岐阜県学校保健研究大会実行委員会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、第61回岐阜県学校保健研究大会実行委員会(以下「実行委員会」という)と称し、事務局を揖斐郡教育研修センター内「揖斐郡学校保健会」に置く。

(目的)

第2条 実行委員会は、令和4年度に開催される、第61回岐阜県学校保健研究大会(以下「研究大会」という)の企画・運営を行い、活動を通して学校保健の向上を図り、児童生徒の健康づくりに務めることを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究大会の企画、運営や開催に関すること
- (2) その他、実行委員会の目的を達成するために必要な事項

(役員)

第4条 実行委員会は役員に次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 実行委員長 揖斐郡学校保健会代表(揖斐郡学校医代表)
- (2) 副委員長 揖斐郡教育会会長  
揖斐郡学校歯科医代表  
揖斐郡学校薬剤師代表  
揖斐郡小中学校校長会代表  
揖斐郡PTA連合会会長
- (3) 実行委員 揖斐郡小中学校校長会学校保健担当校長  
揖斐郡小中学校校長会養護教諭部会顧問校長  
揖斐郡保健主事部会代表  
揖斐郡養護教諭部会代表  
揖斐郡小学校体育主任会代表、中学校体育主任会代表  
揖斐郡栄養教諭・学校栄養職員部会代表

(役員職務)

第5条 実行委員長は、実行委員会を代表し、実行委員会の運営を統轄する。  
副委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故ある時及び不在の時は実行委員長を代理する。

(会議)

第6条 実行委員会は、必要に応じて実行委員長が招集し、実行委員長が議長を司る。

(実行委員会)

第7条 実行委員会は、目的達成のため必要と思われる場合は、他に部会を設置することができる。

(事務局)

第8条 実行委員会の事務局は、揖斐郡学校保健会事務局におく。  
事務局員は、郡教頭会代表、担当町教育委員会代表、郡学校保健会事務局員とする。  
会計事務は、郡学校保健会事務局員が担当する。

附則 この要綱は、令和3年3月10日から施行する。